	⑻この項の第３欄の⑻に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われる発電（離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑻において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑻副生燃料による発電に係る目指すべき水準 令和８年度　7.137×10^{-4} 令和９年度　7.137×10^{-4} 令和10年度　7.137×10^{-4} 令和11年度　7.137×10^{-4} 令和12年度　7.137×10^{-4}	⑻副生燃料による発電に係る活動量 発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
主務省令第２条第２項第18号の貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.320×10^{-4} 令和９年度　1.297×10^{-4} 令和10年度　1.274×10^{-4} 令和11年度　1.251×10^{-4} 令和12年度　1.228×10^{-4}	次の⑴及び⑵の合計量 ⑴集配便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送（貨物の運送に必要な冷蔵又は冷凍設備を有する自動車によるものを除く。以下この欄において同じ。）のうち、小口貨物の集荷又は配達を行う運送に係るものをいう。）の輸送トンキロ（貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量（単位はトンキロメートルとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に3.40を乗じた量 ⑵路線便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送のうち、⑴以外の運送をいう。）の輸送トンキロ
主務省令第２条第２項第19号の内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　2.750×10^{-5} 令和９年度　2.737×10^{-5} 令和10年度　2.724×10^{-5} 令和11年度　2.711×10^{-5} 令和12年度　2.698×10^{-5}	次の⑴から⑶までの合計量 ⑴ロールオン・ロールオフ貨物船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第３号）第１条第10項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船をいう。）の輸送トンキロに1.51を乗じた量 ⑵有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第１条第５項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）の輸送トンキロに1.99を乗じた量 ⑶一般貨物船（⑴のロールオン・ロールオフ貨物船及び⑵の有害液体物質ばら積船以外の船舶をいう。）の輸送トンキロに1.00を乗じた量
主務省令第２条第２項第20号の航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.148×10^{-3} 令和９年度　1.144×10^{-3} 令和10年度　1.141×10^{-3} 令和11年度　1.137×10^{-3} 令和12年度　1.133×10^{-3}	輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（単位は、トンキロメートルとする。）

（備考）

① 割当年度における直接排出割合の算定方法は、割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）を、当該前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を含む。）で除した値とする。

② 令第１条並びに施行規則第８条及び第９条の規定は、①の特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）の算定について準用する。

③ ①の算定における特定事業活動に伴う間接排出の量は次の㈠から㈣までに掲げる量を合算した量とする。

㈠ 電気（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、キロワットアワーとする。㈡において同じ。）に全国平均係数（電気の使用に係る標準的な二酸化炭素の排出係数として経済産業大臣が公表する係数をいう。以下この㈠及び㈡において同じ。）を乗じて得た量の合計